

# 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト） の交付等状況報告について

## 1 産業廃棄物管理票交付等状況報告の義務化について

産業廃棄物の排出事業者（中間処理業者を含む。）には、産業廃棄物の処理を委託する場合、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付又は電子マニフェストの登録が義務付けられています。

廃棄物処理法第12条の3第7項により、紙マニフェストの交付者は、事業場ごとに、毎年6月30日までに、前年4月1日から3月31日までに交付した管理票の交付等の状況に關し、様式第三号により報告書を作成し、県（金沢市）に提出しなければなりません。

（平成25年6月30日までに、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間の実績を報告して下さい）

※ ただし、電子マニフェストの場合は、情報処理センター（財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）が集計し、県等に報告されるため、個々の事業場からの報告は必要ありません。

### ○ 提出方法

- ① 郵送の場合・・産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）に記入して下さい。  
(報告様式は県及び市のホームページからダウンロードできます)
- ② 電子データの場合・・ホームページ内の「電子申請・届出サービス」を利用して下さい  
(電子申請サービスを利用出来ないときは、右記メールアドレスに送付してください・・gomi@pref.ishikawa.lg.jp)

### ○ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出先及び問い合わせ先

#### ・石川県環境部廃棄物対策課

〒920-8580 金沢市鞍月1-1 TEL 076-225-1474

県廃棄物対策課ホームページ <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/>

電子申請・届出サービス <https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jportal/ishikawa/>

#### ・金沢市環境局環境指導課

〒921-8016 金沢市東力町ハ248番地 TEL 076-220-2521

市環境指導課ホームページ

[http://www4.city.kanazawa.lg.jp/25040/disposal/disposal01/waste\\_disposal01\\_11.html](http://www4.city.kanazawa.lg.jp/25040/disposal/disposal01/waste_disposal01_11.html)

管理票交付等状況報告専用メールアドレス ks-hokoku@city.kanazawa.lg.jp

※ 提出部数は1部です、郵送で提出の際は封筒に「産業廃棄物管理票交付等状況報告書在中」と記載して下さい。また、控えの返送は行いませんので必要な方は予め写しを保管しておいて下さい。

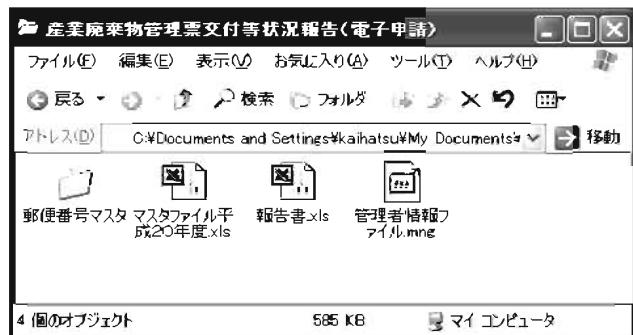
（受付印が必要な場合、返信用封筒を同封の上2部提出して下さい、1部に押印して返送いたします）

## 2 電子申請システムを用いた産業廃棄物管理票交付等状況報告の申請方法

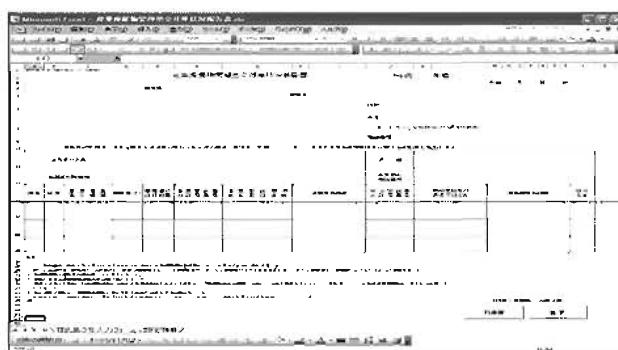
### （1）報告書の作成

- ① 県廃棄物対策課ホームページより、交付等状況報告書（電子申請用）をダウンロードし、ダウンロードしたファイルをダブルクリックすると産業廃棄物管理票交付等状況報告書フォルダが作成されますので、任意のフォルダに保存して下さい。  
(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/tetsuzuki/manifest/koufujoukyou.html>)

- ② 産業廃棄物管理票交付等状況報告書フォルダには以下のファイルが格納されています。産業廃棄物管理票交付等状況報告書フォルダ内の4つのファイル（フォルダ）（A～D）は必ず同一フォルダに格納してください。



- ③ エクセルファイル「報告書」(C) に必要事項を入力します。入力方法等の詳細は、県ホームページに掲載の「産業廃棄物管理票交付等状況報告書集計システム取扱説明書(抜粋)」をご覧ください。

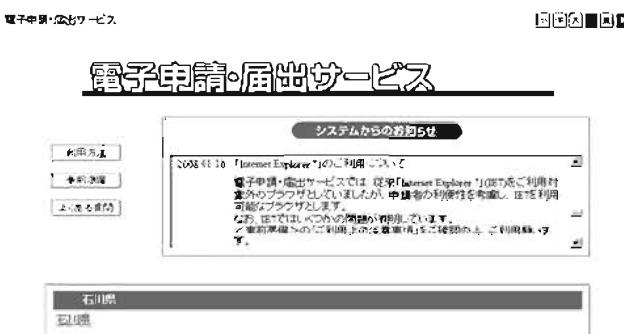


- ④ 作成したファイルを保存して終了します（ファイル名は任意）

## (2) 報告書の提出

（石川県）

- ① 県ホームページ内の「電子申請・届出サービス」に接続し、「石川県」を選択します。  
(<https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jportal/ishikawa/>)
- ② システムを初めて利用する場合は、「利用者IDの取得・変更」を選択し、利用者登録します。
- ③ 「申請・届出をする」を選択し、手続名「産業廃棄物管理票交付等状況報告」を選択します。
- ④ 画面の指示に従い、必要事項を入力します。
- ⑤ 作成したファイルを添付し、送信します。



（金沢市）

- 次のいずれかの方法により提出します。
- ① 専用メールアドレスにファイルを送信 (ks-hokoku@city.kanazawa.lg.jp)
- ② CD-R等の記録媒体で提出

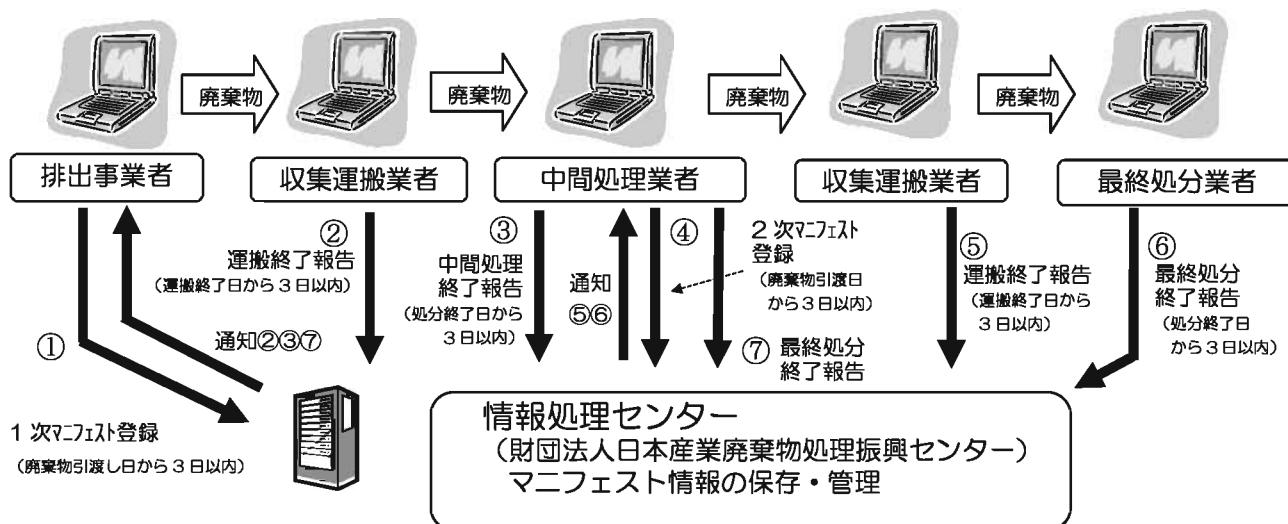
### 3 電子マニフェストの普及促進

石川県における平成23年度の電子マニフェストの普及状況は、電子マニフェストの登録件数約14万件、紙マニフェスト交付件数約43万件で、普及率26%となっています。また、平成25年3月11日現在の電子マニフェストシステム加入者数は、1240（排出事業者970、収集運搬事業者171、処分業者97）となっています。

#### (1) 電子マニフェストのメリット

- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要。（電子マニフェストと紙マニフェストを併用する場合、電子マニフェストシステムを活用して産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成も可能。）
- ・記入漏れがない。
- ・パターン登録により入力が簡単。
- ・処理終了をタイムリーに確認。
- ・紙マニフェストのB2票、D票、E票の回収、A票との照合作業が不要。
- ・伝票の保存管理スペースが不要。（紙マニフェストの場合は5年間の保存が必要）
- ・情報処理センターに保管しているデータをパソコンに取り込み、帳簿等の作成が容易。（CSV形式で保存した後、表計算ソフト（エクセル等）で加工できる。）
- ・偽造されにくく、データの透明性が確保できる。

#### (2) 電子マニフェストの流れ



#### (3) 電子マニフェストの加入単位・利用料金について

加入申し込みは、JWNET ホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>) から印刷できます。（各都道府県産業廃棄物協会でも配布しております。）申し込みから10日程度で手続きが完了し、情報処理センターより加入証等が送付されます。

##### ① 加入の単位

排出事業者	排出事業場単位です。排出事業場を管轄する支店、営業所等の単位でも加入できます。
収集運搬業者	業者単位です。また、管轄する支店など複数の単位でも加入できます。
処分業者	処分事業場単位です。 同一敷地内に中間処理施設および最終処分施設がある場合、1事業場とすることができます。

② 利用料金

平成24年4月1日改定

**電子マニフェストシステム利用料金改定表（税込み）**

●排出事業者		改訂前	改訂後
A 料金	加入料	5,250 円	3,150 円
	基本料／年	26,250 円	25,200 円
	使用料／件	10.5 円	10.5 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 509 件以上	年間 1,200 件以上
B 料金	加入料	3,150 円	3,150 円
	基本料／年	2,100 円	2,100 円
	使用料／件	40 件まで無料 63 円	66 件まで無料 31.5 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 508 件まで	年間 1,199 件まで
団体加入 (C 料金)	加入料	3,150 円	3,150 円
	基本料／年	—	—
	使用料／件	63 円	31.5 円

※ 団体加入(C 料金)は、医療業、ガソリンスタンド等の少量排出事業者が30者以上まとまって加入した場合等に適用されます。詳細は下記記載のJWNET サポートセンターまでお問い合わせ下さい。

●収集運搬業者		改訂前	改訂後
収集運搬業者	加入料	5,250 円	3,150 円
	基本料／年	13,125 円	12,600 円
	使用料／件	—	—
●処分業者			改訂後
報告機能	加入料	5,250 円	3,150 円
	基本料／年	13,125 円	12,600 円
	使用料／件	—	—
報告機能 + 2 次登録 A 料金	加入料	5,250 円	3,150 円
	基本料／年	26,250 円	25,200 円
	使用料／件	10.5 円	10.5 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 298 件以上	年間 700 件以上
報告機能 + 2 次登録 B 料金	加入料	5,250 円	3,150 円
	基本料／年	13,125 円	12,600 円
	使用料／件	40 件まで無料 63 円	66 件まで無料 31.5 円
	利用の目安となる マニフェスト登録件数	年間 297 件まで	年間 699 件まで

※ 基本料の起算日は毎年4月1日です。ただし、年度途中に加入した加入者の基本料は月割で請求されます。  
(基本料に含まれる登録件数も月割で計算されます。)

③ 電子マニフェストの申込み、相談窓口

- ・社団法人石川県産業廃棄物協会

〒920-0918 石川県金沢市尾山町10-15 オリンピアビルⅡ 1F

TEL 076-224-9101 <http://i-sanpai.web6.jp/>

- ・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター (JWNET サポートセンター)

〒102-0084 東京都千代田区二町3番地 銀座スクエア7階

TEL 03-5275-7023 <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

## 4 参考資料

### (1) 根拠条文

#### ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

##### （事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

##### （産業廃棄物管理票）

第12条の3 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理事業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。略）の運搬又は処分を他人に委託する場合（略）には、（略）、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

7 管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

##### （勧告及び命令）

第12条の6 都道府県知事は、第12条の3第1項に規定する事業者、（略）が第12条の3第1項から第10項まで（略）の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第1項に規定する勧告を受けた事業者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

#### ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

##### （管理票交付者の報告書）

第8条の27 法第12条の3第7項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（（略）中核市（略）にあっては、市））の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に關し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

### (2) 罰則(排出事業者のマニフェストに係る主なもの)

紙マニフェスト交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載、紙マニフェスト写し保存義務違反、虚偽紙マニフェスト交付、電子マニフェスト虚偽登録、マニフェスト制度違反に係る勧告の措置命令違反

→ 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

産業廃棄物管理票交付等状況報告を怠った場合は、直接には罰則の対象となりませんが、勧告、公表後にマニフェストに係る措置命令に違反した場合には罰則の対象となります。

## 5 産業廃棄物管理票交付等状況報告書記載の留意点

### (1) 業種

次ページにある日本標準産業大・中分類（平成19年11月改訂）に準拠して記入の方をお願いします。

### (2) 産業廃棄物の種類

次ページの記載例を参考に記入して下さい。ただし、やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が、発生段階から一体不可分の状態で混合している場合にあっては、混合廃棄物として取り扱うことも可能です。（例 建設系混合廃棄物、管理型混合廃棄物、シュレッダーダスト、廃電気機械器具等）

### (3) 排出量

排出量の単位はt（トン）を用いて下さい。具体的なトン数を記載することを基本としますが、それが困難な場合、廃棄物の種類ごとにm<sup>3</sup>とトン数の換算例（参考値）を次ページに整理してありますので、これにより換算して記載することも可能です。

### (4) 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物について

収集運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれていることを明らかにして下さい。

## 6 その他(関係行政機関等一覧)

※ 石川県廃棄物対策課 (金沢市以外の石川県内について)	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	TEL 076-225-1472(審査) TEL 076-225-1474(指導) 【不法投棄 110番】 FAX 076-225-1473
石川県南加賀保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒923-8648 小松市園町又48番地	TEL 0761-22-0795 FAX 0761-22-0805
石川県石川中央保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地	TEL 076-275-2642 FAX 076-275-2257
石川県能登中部保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒926-0021 七尾市本府中町ソ27番9	TEL 0767-53-2482 FAX 0767-53-2484
石川県能登北部保健福祉センター (産業廃棄物監視機動班)	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番4	TEL 0768-22-2011 FAX 0768-22-5550
※ 金沢市環境指導課 (金沢市内について)	〒921-8016 金沢市東力町ハ284番地	TEL 076-220-2521 FAX 076-260-7193

日本標準産業大・中分類一覧（平成19年11月改訂）

排出量の単位について

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類	換算係数
1 燃え殻	1.14
2 汚泥	1.10
3 廃油	0.90
4 廃酸	1.25
5 廃アルカリ	1.13
6 廃プラスチック	0.35
7 紙くず	0.30
8 木くず	0.55
9 繊維くず	0.12
10 食料品製造業 として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 どさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る 固形状の不要物	1.00
11 家具・装備品製造業 （家具を除く）	1.00
12 パルプ・紙・紙加工品 製造業	0.52
13 金属くず ガラスくず、ワイヤーくず（工作物の新築、改築又は除去に 伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず 鉱さい	1.13
14 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコシクリート の破片その他のそれに類する不要物	1.00
15 動物のふん尿	1.93
16 動物の死体	1.48
17 動物の死体	1.26
18 動物の死体	1.00
19 ばいじん 産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、前各 号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
20 建設混合廃棄物	0.26
21 廃電気機械器具	1.00
22 感染性産業廃棄物	0.30
23 廃石綿等	0.30

- 注1 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数( $t/m^3$ )。  
 この換算表は、あくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意して下さい。
- 注2 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び病石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠して下さい。
- 注3 「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法があります。

A 農業、林業	G 情報通信業	L 学術研究、専門・技術サービス業
01 農業	37 通信業	71 学術・開発研究機関
02 林業	38 放送業	72 事門サービス業 (他に分類されないもの)
03 漁業(水産養殖業を除く)	39 情報サービス業	73 広告業
04 水産養殖業	40 インターネット附隨サービス業	74 技術サービス業 (他に分類されないもの)
C 鉱業、採石業、砂利採取業	41 映像・音声・文字情報制作業	M 宿泊業、飲食サービス業
D 建設業	H 運輸業、郵便業	N 生活関連サービス業、娯楽業
05 鉱業、採石業、砂利採取業	42 鉄道業	75 飲食店
06 総合工事業	43 道路旅客運送業	76 持ち帰り・配達飲食サービス業
07 職別工事業 (設備工事業を除く)	44 道路貨物運送業	77 その他生活関連サービス業
08 設備工事業	45 水運業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
E 製造業	46 航空運輸業	79 その他生活関連サービス業
09 食料品製造業	47 倉庫業	80 娯楽業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	48 運輸に附帯するサービス業	O 教育、学習支援業
11 繊維工業	49 郵便業	81 学校教育
12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	I 卸売業、小売業	82 その他の教育、学習支援業
13 家具・装備品製造業	50 各種商品卸売業	P 医療、福祉
14 パルプ・紙・紙加工品 製造業	51 織維・衣服等卸売業	83 医療業
15 印刷・同関連業	52 飲食料品卸売業	84 保健衛生
16 化学工業	53 建築材料、鑑物・金属材料等卸売業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
17 石油製品・石炭製品製造業	54 機械器具卸売業	Q 損合サービス事業
18 プラスチック製品製造業 (別場を除く)	55 その他の卸売業	86 郵便局
19 ゴム製品製造業	56 各種商品小売業	87 協同組合 (他に分類されないもの)
20 なめし革・同製品・毛皮 製造業	57 織物・衣服・身の回り品小売業	R サービス業
21 黒業・土石製品製造業	58 飲食料品小売業	88 廉業・修理業(別掲を除く)
22 鉄鋼業	59 機械器具小売業	89 自動車整備業
23 非鉄金属製造業	60 その他の小売業	90 機械業
24 金属製品製造業	61 無店舗小売業	91 協同組織金融業
25 はん用機械器具製造業	J 金融業、保険業	92 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
26 生産用機械器具製造業	62 銀行業	93 政治・経済・文化団体
27 業務用機械器具製造業	63 協同組織金融業	94 宗教
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	95 その他のサービス業
29 電気機械器具製造業	65 金融商品取引業、商品先物取引業	96 外国公務
30 情報通信機械器具製造業	66 携帯的金融業等	S 公務
31 輸送用機械器具製造業	67 保険業(保険媒介代理業、 保険サービス業を含む)	(他に分類されるものを除く)
32 その他の製造業	K 不動産業、物品質販賣業	97 国家公務
F 電気・ガス・熱供給・水道業	68 不動産取引業	98 地方公務
33 電気業	69 不動産質販業・管理業	T 分類不能の産業
34 パス業	70 物品質販業	99 分類不能の産業
35 熱供給業		
36 水道業		

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成24年度）

平成25年6月30日

## 記載例

事業場の所在地		小松市○○町○○番○		特別管理産業廃棄物			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	0.125	1	034567	○○運輸株	許可番号の下6桁を記載 (許可番号は、許可証等で確認下さい。)	富山県○○市○○
2	廃油	0.98				(注)・産業廃棄物の種類及び委託先ごとに、行き改めて記載下さい。 ・報告様式は、石川県ホームページからダウンロードできます。 ・電子マニフェストを利用した分については、記載する必要はありません。	
3	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	11	5	112345	○○運送株	金沢市△-○	○○クリーン株
4	廃石綿等			011123	□○クリーン株	七尾市△-○	七尾市△-○
				自社運搬	三重県△△市○-○	012345	(株)ロコセンター

事業場の所在地	小松市○○町○○番○	特別管理産業廃棄物
番号	産業廃棄物の種類	発生段階から複数の種類が一体不可分の状態で混合したもの
1	金属くず ・汜泥 ・廃油 ・廃アルカリ ・廃プラスチック類 ・紙くず ・木くず ・繊維くず ・動植物性残さ ・ゴムくず	・引火性廃油 (有害) ・強酸 (有害) ・強アルカリ (有害) ・強アクリル (有害) ・感染性産業廃棄物 ・廃自動車 ・廃電気機械器具 ・廃電池類 ・複合材
2	普通の産業廃棄物	・指定下水汚泥 ・鉛 (有害) ・燃え殻 (有害) ・汚泥 (有害) ・廃酸 (有害) ・廃アルカリ (有害) ・廃PCB等 ・PCB汚染物 ・PCB処理物
3	建設混合廃棄物 ・安定型混合廃棄物 ・管理型混合廃棄物 ・シユレッターダースト ・廃自動車 ・廃電気機械器具 ・廃電池類 ・複合材	・廃石綿等
4	廃棄物管理票に関する報告書を提出します。	06 総合工事業
		電話番号 0761-00-0000

備考  
 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。  
 2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。  
 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。  
 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。  
 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物又は特定産業廃棄物(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第1-10号)第23条第2項に規定する特定産業廃棄物の種類)の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物である場合には記入すること。  
 6 処分場所の住所と同じである場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。  
 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。